

○京丹後市産業・雇用総合支援推進本部設置規程

平成20年7月7日

訓令第10号

(設置)

第1条 京丹後市域における企業立地及び知的資産投資の促進、雇用の安定と機会の拡大等、地域経済分野の多様化する行政需要に対応し、全市域的な産業の振興を図るため、京丹後市産業・雇用総合支援推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、前条に規定する設置の目的を達成するため次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 京丹後市産業・雇用総合支援方針に関すること。
- (2) 職員全員営業マン活動の推進に関すること。
- (3) 地域経済及び地域雇用政策に関すること。
- (4) その他地域経済の再生・支援に向けた緊急対策に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、会計管理者、部長、教育委員会教育次長、議会事務局長及び消防本部消防長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長である副市長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条の2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部に幹事会を置くことができる。

- 2 前項の幹事会の設置及び運営については、本部長が別に定める。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、事務局を商工観光部に置く。

- 2 事務局長は、商工観光部産業雇用総合振興課長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、商工観光部商工振興課長及び企画総務部企画政策課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、第2項に規定する者を除く商工観光部産業雇用総合振興課の職員をもって充てる。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年7月7日から施行する。

附 則(平成20年11月26日訓令第16号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年11月26日から施行する。
(京丹後市地域経済再生・支援緊急対策本部設置規程の廃止)
- 2 京丹後市地域経済再生・支援緊急対策本部設置規程(平成19年京丹後市訓令第6号)の規定に基づく京丹後市地域経済再生・支援緊急対策本部の機能を京丹後市産業・雇用総合支援推進本部に継承し、京丹後市地域経済再生・支援緊急対策本部設置規程は、廃止する。

附 則(平成21年4月1日訓令第8号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。